

令和8年度 第2期 論文式刑法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔刑 法〕

次の各〔事例〕を読んで、後記各〔設問〕に答えなさい。

〔事例 1〕

飲食店「X」の従業員甲は、同店に客として来たAと料金のことで口論となり、Aに傷害を与えようと考えて、店外の廊下でAの背中を蹴って転倒させ、金属製の床に仰向けに倒れているAの顔面を拳や棒で殴り、顔面あるいは頭部をつかんで床に何回も打ち付けるなどした（第1暴行）。

第1暴行終了直後、たまたまその場に現れた同店従業員の乙は、Aへの傷害に加勢してほしいと甲から頼まれて了承し、両名において、寝ている体勢のAの顔面、頭部等を踏み付けた後、Aの頭部を何回も蹴った（第2暴行）。

Aは、病院に救急搬送されたが、急性硬膜下血腫によって間もなく死亡した。第1暴行と第2暴行は、そのいずれもがAの急性硬膜下血腫の傷害を発生可能なものであったが、Aの急性硬膜下血腫の傷害が第1暴行と第2暴行のいずれによって生じたかは不明である。

〔設問 1〕（50点）

〔事例 1〕における甲及び乙の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論じなさい。

[事例2]

飲食店「Y」の従業員丙及び丁は、同店に客として来たBと料金のことで口論となり、Bの身体に暴行を加える意思を相通じた上、両名において、店外の廊下でBの背中を蹴って転倒させ、金属製の床に仰向けに倒れているBの顔面を拳や棒で殴り、顔面あるいは頭部をつかんで床に何回も打ち付けるなどした（第1暴行）。

第1暴行後、丁は「おれ帰る」と言っただけで、丙に対して、以後はBに対する暴行を加えることをやめるよう求めるなどすることなく、現場をそのままにして立ち去った。その後、丙は、寝ている体勢のBの顔面、頭部等を踏み付けた後、Bの頭部を何回も蹴った（第2暴行）。

Bは、病院に救急搬送されたが、急性硬膜下血腫によって間もなく死亡した。第1暴行と第2暴行は、そのいずれもがBの急性硬膜下血腫の傷害を発生可能なものであったが、Bの急性硬膜下血腫の傷害が第1暴行と第2暴行のいずれによって生じたかは不明である。

[設問2] (50点)

[事例2]における丙及び丁の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論じなさい。

